

行財政運営のあり方について
公共施設の有効活用等について

答 申 書

平成27年10月16日

伊丹市行財政審議会

平成 27 年 10 月 16 日

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市行財政審議会

会長 松尾 貴巳



伊丹市行財政審議会

答 申 書

本審議会は、平成26年11月4日付伊財財経第271-2号をもって諮問のあった貴市の「行財政運営のあり方」「公共施設の有効活用等」について、慎重に審議を重ねてまいりましたが、その結果を次のとおり答申いたします。

貴市におかれましては、本答申の内容を尊重し、将来においても持続可能な行財政運営が図られるよう切望いたします。

目 次

はじめに.....	1
1. 伊丹市の行財政の現状.....	2
(1) 歳入の状況.....	2
(2) 歳出の状況.....	2
(3) 市債及び基金の状況.....	3
(4) 将来の人口推計.....	3
(5) 公共施設等の老朽化の現状.....	3
2. これまでの行財政改革の取り組みについて.....	4
(1) 行財政改革の変遷.....	4
(2) 伊丹市行財政プラン（H23～H27）の取り組み状況について.....	4
3. 行財政運営のあり方について.....	5
3-1 基本的な考え方.....	5
(1) 地方財政を取り巻く環境.....	5
(2) 投資を伴う行財政改革.....	5
(3) 長期的視点に立った行財政改革.....	5
(4) 5年間のあるべき姿.....	6
3-2 魅力ある都市経営（伊丹創生）の実現に向けた取り組みについて.....	7
3-3 公共施設マネジメントの推進.....	8
3-4 効率的な行政経営の実現に向けた取り組みについて.....	9
(1) PPP（公民連携）の推進.....	9
(2) 事務事業の見直し・効率化.....	10
(3) 第三セクターの経営健全化.....	11
(4) 地方公営企業等の経営健全化.....	12
(5) 組織力の強化.....	13
(6) 受益者負担等の見直し.....	14
3-5 健全な財政運営の実現に向けた取り組みについて.....	15
4. 公共施設の有効活用等について.....	16
4-1 現状と課題.....	16
4-2 取り組みの方向性.....	17
4-3 公共施設の有効活用に係る基本的考え方.....	17
4-4 施設分類別の再配置方針.....	19
(1) 行政系施設.....	19
(2) 集会施設（共同利用施設）.....	20
(3) 文化社会教育施設.....	20
(4) 学校教育施設.....	22
(5) 子育て支援施設.....	23

(6) 福祉施設	23
(7) 住宅施設	24
(8) 公園施設	25
(9) スポーツ・レクリエーション施設	25
(10) その他施設	25
おわりに	27

(参考資料)

- 参考資料1 伊丹市行財政審議会委員名簿
- 参考資料2 伊丹市行財政審議会開催経過
- 参考資料3 伊丹市行財政審議会公共施設マネジメント専門部会委員名簿
- 参考資料4 伊丹市行財政審議会公共施設マネジメント専門部会開催経過

はじめに

伊丹市では、平成 23 年度から平成 27 年度までを計画期間とする「伊丹市行財政プラン(H23～H27)」の着実な実施により、計画期間内の収支不足解消に努め、行財政運営の健全化を推進しており、当初計画していた行財政改革による取り組み効果及び財政指標の目標については達成できる見込みとなっており、市の財政状況は一定改善が進んできている。

他方、中長期的な財政収支見通しでは、生産年齢人口の減少による税収の伸び悩み、社会保障関係経費の増嵩、公共施設等の老朽化対策等が見込まれるなか、今後 30 年間に約 450 億円の収支不足が生じる厳しい行財政状況が示されている。

こうした状況から、本審議会においては、

- ◆ 行財政運営のあり方について
- ◆ 公共施設の有効活用等について

の 2 つの諮問を受け、まず「公共施設の有効活用等」について、将来見込まれる収支不足への影響が非常に大きく、問題解決に向けて今すぐに取り組む必要があること、また専門性が高いこと等踏まえ「公共施設マネジメント専門部会」を設置し、集中的に審議した。また、短期的に投資が先行するとしても、施設の統廃合や転用などの最適化を図り、将来的に見込まれる維持管理経費や更新費用の削減に取り組む必要があることを確認した。

次に今後の伊丹市の行財政運営のあり方に関する審議では、将来にわたって活力ある地方自治を実現するため、全国的な課題である人口減少を克服し、長期的な財政の健全性を高める必要があること。そのためには、将来的には歳入の確保に繋がる施策・事業に投資する必要があることを確認した。

大きな収支不足の見込まれない当面の 5 年間は、投資を伴う行財政改革を実行し、中長期的に予測される収支不足を解消していくための重要な期間となる。他方、伊丹市の財政状況は決してゆとりのある状態ではないため、投資に必要となる財源を既存事業の徹底した見直しにより捻出し、短期的な財政健全性も確保しなければならない。

持続可能な財政基盤を確立するためには、事務事業の不断の見直しを行うとともに、地域固有の資源を最大限に活用し、財政の健全性が保たれる範囲において積極的に投資することで激しさを増す都市間競争を生き抜かなければならない。伊丹市では本答申を踏まえ、中長期的な課題解決に向けた新たな行財政改革にかかる方針を策定し、諸施策を計画的に推進していくことを期待する。

平成 27 年 10 月 16 日

伊丹市行財政審議会
会長 松尾 貴 巳

1. 伊丹市の行財政の現状

(1) 歳入の状況

平成 25 年度の一般会計決算をみると、歳入の根幹を成す市税収入は、歳入全体の約 45.3%を占めており、20 年前の平成 5 年度決算とほぼ同額で推移している。今後も生産年齢人口の減少、経済成長による消費者物価指数の上昇による歳出の増加を考慮した場合、実質的に市税収入の大きな伸びを期待することは難しい状況である。

次に地方交付税及び臨時財政対策債(以下、「臨財債」という。)は、社会保障関係経費や、地方の自主性・主体性を最大限に発揮するための地方固有の財源として重要なものである。これらの総額は、歳入の約 13.3%となっており、市税収入、国庫支出金に次ぐ大きな割合を占めているが、引き続き国の財源不足による臨財債の発行が見込まれる他、地方が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費として地方財政計画に計上されている一般行政経費(単独分)の削減が懸念されるなど、今後も大幅な増加は見込まれない。

その他の主な歳入である収益事業収入は、伊丹市の財政への貢献を目的としてモーターボート競走事業等における収益金の一部を、一般会計に繰り入れ公共施設等の整備費に活用しているものであるが、昭和 40 年代から平成 4 年度までは、年平均約 20 億円以上を繰り入れ、多くの公共施設等の整備費に活用されてきた。しかしながら、現在は、社会環境の変化等により、過去のような多額の収益金繰り入れが見込めない状況にある。

(2) 歳出の状況

歳出をみると、扶助費は、歳出のうち約 26.4%と最も高い割合を占めている。景気の低迷や高齢化に伴う生活保護費の増大、障害者(児)福祉サービスの充実のほか、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加などにより平成 13 年度以降 13 年連続で増加傾向にあり、扶助費のうち国庫支出金等特定財源を除いた市負担部分についても、20 年前の平成 5 年度決算の約 2.8 倍の増となっている。

普通建設事業費(投資的経費)は、阪神・淡路大震災からの復興経費がピークであった平成 10 年度以降、都市の成熟化に伴い減少傾向にある。近年は、政策的・投資的的事业に対する取り組み方針として、当該事業に係る一般財源の総額を原則毎年度 15 億円以内に抑制するなどの対策により低水準で推移している。

人件費(退職手当除く)は、歳出のうち約 16.3%と、扶助費に次いで構成比率が高いものとなっている。これまで、職員の定員削減・給与カット・各種手当の適正化などの行財政改革により着実に人件費の抑制に努めてきたが、団塊世代の大量退職期を過ぎ、年齢別の職員構成が平準化されたことなどにより、人件費総額は増加する傾向であることに注意が必要である。

(3) 市債及び基金の状況

市債のうち普通債発行額は、阪神・淡路大震災からの復興にかかる災害復旧事業債の発行をピークに、普通建設事業費(投資的経費)と同様、都市の成熟化に伴い減少傾向にある。また、近年は、市債発行に対する取り組み方針として、普通債の発行額を原則毎年度 20 億円以内に抑制するなどの対策により低水準で推移している。また、市債の現在高は、償還の進捗及び発行抑制の取り組みにより、普通債は着実に減少しているが、特例債は臨財債の発行により増加し続けており、市債残高全体としては平成 10 年度以降高止まりの傾向にある。

基金残高は、平成 21 年度末時点で財政調整基金のうち取り崩し可能額(実質的な基金残高)が約 7 億円と非常に低水準となったことを受け、平成 27 年度末までに実質残高を 20 億円以上まで改善するとして目標値を達成できる見込みとなっている。

(4) 将来の人口推計

全国の人口推移は、社会保障改革関連資料「人口推移」(出典:厚生労働省 ホームページより)によると、人口減少局面を迎えており、2060年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されている。

一方、伊丹市の人口推移については、平成 25 年度時点では微増傾向にあるが、中長期的には全国の推計と同様、人口減少及び少子高齢化が更に進行するものと予測される状況である。

(5) 公共施設等の老朽化の現状

伊丹市には、多くの公共施設等があり、総延床面積は約 60 万㎡となっている。そのうち学校施設が約 40%、市営住宅が約 18%、文化・社会教育系施設が約 10%を占めている。

また、各公共施設等は、人口が急増した昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて集中的に整備してきたため、平成 25 年度末においては、約 67%の施設が築 30 年以上経過しており、老朽化が進んでいる状況である。

2. これまでの行財政改革の取り組みについて

(1) 行財政改革の変遷

第1次オイルショック等の影響を受けた景気悪化・物価高騰による全国的な地方財政危機により、伊丹市においても昭和50年度末には普通会計ベースで累積赤字が16億3百万円、経常収支比率111.9%と極めて憂慮すべき行財政状態に直面したことから、自立再建を基本に、全職員参加の下、議会・市民と一体となり行財政の健全化に取り組んでいる。

その後、昭和53年度から現在に至るまで、実質収支は黒字を確保しているものの、その間にもバブル経済崩壊後の長期の景気低迷、阪神・淡路大震災の発生とその復興、リーマンショックによる税収の減少等により、非常に厳しい財政状況が続いている。

多様化する市民ニーズや時代の変化に適切に対応できる財政基盤の構築を目指し、昭和60年度から昭和62年度に実施した第1次の行財政改革をはじめ、現在の平成23年度から平成27年度を計画期間とした第6次の行財政改革に至るまで、行財政の健全化のための計画をその都度見直ししながら、健全な行財政運営に努めている。

(2) 伊丹市行財政プラン（H23～H27）の取り組み状況について

第6次行財政改革である「伊丹市行財政プラン（以下、「行財政プラン（H23～H27）」という。）」においては、伊丹市総合計画（第5次）に掲げる将来像の実現に向け、「伊丹市中長期財政収支見通し（H23～H27）」を策定し、計画策定期間における財源不足（見込額）に対して、基金からの繰り入れや、行財政改革の取り組み、国の補正予算等有利な財源の活用により当該財源不足額の解消を図っている。

そのうち、行財政改革の取り組みにおける効果額は、積極的な財源確保、事務事業の抜本的な見直し及び効率的・効果的な行財政運営など116項目の実施により、当初想定していた約28億円を大きく上回る約40億円となる見込みとなっている。

一方で、計画期間内において実施に至らなかった検討項目については、社会情勢の変化や方針の転換等により見直すべきものは見直し、なお残る課題については新たな計画に盛り込み、引き続き課題解決に向けて取り組む必要がある。

3. 行財政運営のあり方について

3-1 基本的な考え方

(1) 地方財政を取り巻く環境

不断の行財政改革の取り組みにより、行財政プラン(H23～H27)の計画期間において、財政状況は一定改善が進んできた。

しかしながら、生産年齢人口の減少による税収の伸び悩み、社会保障関係経費の増嵩など、地方自治体をとりまく環境は厳しさを増している。また、歳出抑制によって財政状況が改善する一方で、公共施設等資産の老朽化が進み、目に見えない形で将来負担が増加するなど地方財政に新たな課題が生じている。

こうした課題は、これまで国の経済対策等の有利な財源を活用し、積極的に公共施設等の改修事業等を実施してきた伊丹市においても同様であり、地方自治体共通の課題となっている。

この間、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指した地方創生が国から示されるなど、地方財政を取り巻く環境は変化している。

(2) 投資を伴う行財政改革

これまでの行財政改革では、市税等徴収強化など歳入の確保策が講じられてきたものの、歳出削減など抑制を中心とした行財政改革が中心であった。特に毎年度の予算編成における普通建設事業費(投資的経費)に制限を設けてきたことは、市債の発行抑制につながり、後年度の償還費用の削減も含めて、財政の健全化を判断する指標の改善に大きく寄与してきた。一方で国の議論においては、「老朽化対策などの必要な事業を先送りしている結果、指標だけ改善しているのではないか」との指摘もあり、公共施設の老朽化度合いを測る新しい指標(資産老朽化比率)が導入される動きが出てきている。

公共施設等の老朽化対策においては、現有施設の統廃合や転用による有効活用を実施することで成果を得るためには一定の投資が必要となり、これにより短期的に財政指標が悪化するものの、中長期的には維持管理経費や更新費用の削減効果により財政の健全化をもたらす。

また、人口減少対策においては、まち・ひと・しごとを創生し、地域経済の好循環に繋げることで成果を得るためにも投資が必要であり、この投資は中長期的には人口増に伴う歳入の確保として財政の健全化をもたらす。

(3) 長期的視点に立った行財政改革

人口減少対策や公共施設等の老朽化対策は、短期的に財政的な成果が得られるものではない。従って今後の行財政運営については、これまでの短期的視点に立った考え方だけではなく、中長期的な視点で課題を把握し、その克服に取り組む必要がある。

具体的には、これまでの5年間という短期的な財政収支の見通しだけではなく、中長期の財政収支(今回は30年間を試算した)を見通し、中長期的に、いつ、どの程度の財源

不足が見込まれるかを把握したうえで、必要となる施策を講じなければならない。

伊丹市の将来を見据えた持続可能な行財政運営の実現に必要な『今後 5 年間のあるべき姿』を示し、その実現に向けた不断の行財政改革に取り組む必要がある。

(4) 5 年間のあるべき姿

今後 5 年間のあるべき姿を考えるうえで、限りある財源を貯める期間とするのか、積極的に投資していく期間とするのかは、大きなポイントとなる。

そうした中で、今後の行財政運営においては、地域経済の好循環に繋げる投資によって中長期的な歳入の確保に取り組む必要がある。また、公共施設等の量的・質的最適化を図る公共施設マネジメントに取り組むことによって、中長期的な歳出削減にも取り組まなければならない。

一方で、積極的な投資による取り組みについては、いずれも短期的には歳出が先行し、得られる成果は中長期的に考えなければならない。したがって、投資に必要な財源は既存事業の削減や新たな財源の確保により生み出す必要がある。

持続可能な財政基盤を構築していくうえでは、健全性が保たれる範囲において積極的に投資し、積立と投資のバランスをとりながら、以下に示す 4 つの取り組みを同時に組み合わせる行財政運営を行っていくことが重要である。

◇魅力ある都市経営（伊丹創生）

地域の実情に応じた人口減少対策及び地域活性化等に資する事務事業の重点化

◇公共施設の有効活用等

人口減少社会に対応した公共施設等の量的・質的最適化

◇効率的な行政経営

事業の効率化等の歳入面・歳出面における徹底した行政改革

◇健全な財政運営

将来を見据えた計画的な財政運営及び財政規律の確保

以上を今後の行財政運営の基本的な考えとし、以下、個別の取り組みについては、それぞれ現状と課題を踏まえ、提言としてまとめた。

3-2 魅力ある都市経営（伊丹創生）の実現に向けた取り組みについて

- 平成 22 年度に策定した第 5 次総合計画においては、政策目標の一つとして「にぎわいと活力にあふれるまち」の創出をめざし、個性と魅力のある創造的なまちづくりに取り組むこととしており、これらの達成のためには、人口減少や生産年齢人口割合の低下を緩和し、世代構成の大きな変化を防ぎ、市の活力を高めていくことが必要であること。
- その実現のためには、特に 20～30 代の子育て世代を市外から呼び込み、「住みたい」「住み続けたい」と思う人が増える、さらなる安全・安心の社会を実現すること、出産や子育てを含めた多様な生き方の希望を叶える就労環境や教育環境を用意し、未来を担う世代を育てること、さらには地域資源を最大限に活かしながら、まちの魅力を高めて市民の愛着を涵養し、地域経済の活力とすることが求められ、以下の基本目標を基に伊丹創生に取り組むこと。
 - ①さらなる安全・安心を実現するまち
 - ②未来を担う人が育つまち
 - ③にぎわいと活力にあふれるまち
- 安全・安心を都市の根幹となる部分としてとらえ、安全・安心社会インフラ整備事業を中心とし、より安全安心の社会づくりを実施することの他、様々なソフト事業との連携を図り、まちの魅力を充実させること。
- 人口減少対策事業は主に、行財政改革により捻出された財源等を活用することから、実施に当たっては、厳格なKPIを設定するとともに、3～5 年で事業効果を検証、その後の継続・見直しを判断すること。なお、事業の検証にあたっては、多面的・多角的に考察を行い、可能な限り掘り下げて検証したうえで、事業の継続、見直し、他の事業への展開を検討すること。

< 現状と課題 >

平成 20 年に始まった国の人口減少は、今後、少子・高齢化を伴いながら加速し、平成 60(2048)年には1億人を割って9,913万人となると予測されている(国立社会保障・人口問題研究所推計)。この現状に鑑み、地方創生・人口減少の克服に取り組むにあたって、政府は「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および、「まち・ひと・しごと総合戦略」を閣議決定した。

伊丹市においては、合計特殊出生率が 1.59 と全国平均を上回り、人口減少や高齢化率の上昇も、他の自治体と比べると緩やかな状況となっているが、長期的に見れば、人口減少の局面は迫ってきており、地域経済や市の行財政運営に大きな影響を与えられことから、現状の分析と将来人口の推計を行い、今後の方向性を示した「伊丹創生人口ビジョン」を策定し、課題解消を図ることとする。

3-3 公共施設マネジメントの推進

- 伊丹市公共施設等総合管理計画(平成 27 年 3 月策定)に掲げられている基本目標である「平成 42 年度までに床面積を 10%削減」を目指すこと。
- また、当該管理計画にある「公共施設マネジメント7つの基本方針」を基本的な考え方として、施設分類毎に、施設の設置目的や建物・利用・コストの現状、事業等を取り巻く社会環境の変化、市民ニーズの現状や課題など、現時点で想定されうる事象等を踏まえた上で、施設の有効活用等の方向性について議論を行い、施設分類にとらわれず全ての施設を対象として検討していくべき共通の方針について、以下のとおり取りまとめた(詳細については「4. 公共施設の有効活用等について」を参照)。
 - (1) 耐震性がない施設については、機能移転による事業継続を基本に検討すること。
 - (2) 大規模修繕や建替えを検討する際には、相乗効果が発現できる機能移転・複合化を基本に検討すること。
 - (3) 次世代に引き継いでいく施設については、ライフサイクルコスト削減の観点で、計画的に保全し長寿命化を行うこと。
 - (4) 既存施設の余剰空間、時間等を市全体として有効活用し、他機能の受け入れや新たなニーズに対応すること。
 - (5) 民間のノウハウ・技術などを活用し、サービスの向上、事業の効率化、財政負担の軽減を図ること。
- 今後、「伊丹市公共施設再配置計画」を策定し、個別施設の具体的な実施計画の検討を行っていくこと。
- その際、当該計画の方向性に沿った施設(建物)の仕分けを行い、投資額に対する配分・財源措置を講ずる規律を定め運用すること。

< 現状と課題 >

伊丹市では、高度経済成長期の昭和 40 年代から 50 年代にかけて、人口急増にあわせて学校や市営住宅、地域の集会施設などを集中的に整備しており、現在、伊丹市の所有する施設総数は約 260 施設、総延床面積は 60.7 万㎡となっている。その内訳をみると築年数別の床面積の割合は、築30年以上の建物が全体の67%を占めている。建築躯体、屋根屋上、外壁、電気設備、空調設備、給排水設備に大別し、それぞれの部位ごとに分析し老朽化度を判定したところ、計画更新年数に対して 50%以上年次が経過した施設は全体の6割以上を占めており、全体として老朽化が進んでいる。

次々と大規模改修や建替えといった更新時期を迎える一方で、世帯構成、労働形態など利用者である市民のライフスタイルや行政ニーズが変化しており、公共施設等の維持管理、改修、更新にかかる経費も含めて公共施設等をいかに有効活用するかが大きな課題となっている。

3-4 効率的な行政経営の実現に向けた取り組みについて

(1) PPP（公民連携）の推進

- 民の能力を活用できるものは民に任せ、行政が直接行うべきサービスの集中・重点化を積極的に推奨すること。
- 新規・既存の事業へのPPP（公民連携）を積極的に推進していくため、職員の意識向上に努めること。
- 特に指定管理者制度については、行政側でも事業ノウハウを一定水準引き継いでいくことが重要であり、モニタリングの充実等により継続してサービス水準が維持されるよう取り組むこと。
- 市の保有する未活用の土地や資産の売却などを実施し、市民サービスへの還元を図ること。
- 施設等の安定運営のため、広告事業やネーミングライツ事業など大胆な発想や提案により新たな財源の確保に努めること。

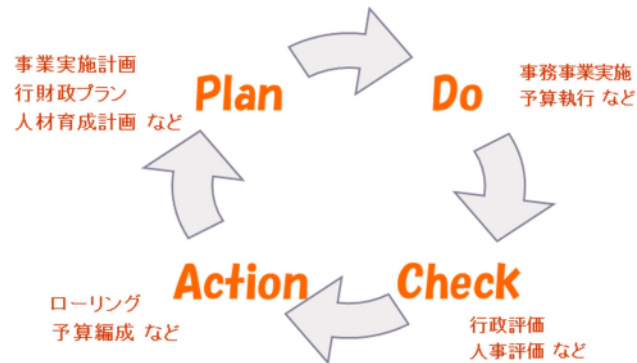
<現状と課題>

少子高齢化、国際化、情報化等の社会情勢の変化とともに、市民ニーズもまた従来の行政サービスの枠を超えて多様化、高度化している。しかし、少子高齢化の進捗による社会保障関連経費の負担増に加え、生産年齢人口の減少による税収の伸び悩み、高度経済成長期に整備した公共施設や社会インフラ（道路・下水道等）の老朽化問題など将来の市行財政への影響が懸念されるなか、拡大するすべての市民ニーズに限られた行政資源（人材・財源等）で対応することは困難な状況にある。

行財政プラン（H23～H27）においてもPPP（公民連携）の推進を目標に掲げ、「伊丹市協働の指針」（H25年3月策定）や、「PPP（公民連携）の基本的な考え方」（H26年3月策定）を策定し、指定管理者制度の導入、協働事業の実施など様々な手法で事業を実施し、効率的な事業運営を行ってきている。

(2) 事務事業の見直し・効率化

- 最少の経費で最大の効果が挙がるよう、その目的、必要性、公益性及び代替性の有無の観点から税の使い方について市民とともに考え、不断の見直しを行い、既存事業について随時見直し・効率化を図ること。
- 事務事業及び施策の行政評価の結果を人員配置や予算編成などの資源配分に的確に反映すること。
- 事務事業見直しの際は、PDCAサイクルを基本として見直しを行うこと。



< 現状と課題 >

行財政プラン(H23～H27)の取り組み項目の一つとして、「事務事業の抜本的見直し」を実施してきたことにより、事務事業の見直し・効率化について一定改善が進んでいる。

一方、一部の取り組み項目については、当初計画通りに達成できていない積み残し部分が存在する。

今後、社会情勢の変化や、技術の進歩等により事務事業を実施するうえでの環境が変化していく。そうした中で、新たな事業を実施する際に、限りある財源を効果的に配分しようとする、既存の各事務事業についても再度見直しを行い、財源を再配分することが将来を見据えた持続可能な行財政運営を行うことにつながるため、これまで以上に民の能力を活用できるものは民に任せ、行政が直接行うべきサービスの集中・重点化を図ることが不可欠である。

(3) 第三セクターの経営健全化

- 「伊丹市の第三セクター等に関する経営検討意見書(平成24年1月)」をベースに、検討対象となった第三セクターの財務状況を確認したところ、それぞれ、当時と比べ現在の経営環境に大きな変化は無かったことから、当該意見書に基づき(公財)伊丹スポーツセンター及び(公財)柿衛文庫について抜本的改革(上下分離等)を含む経営健全化の具体策を示すこと。
- 資産を保有する第三セクターに対する新たな損失補償は原則として設定しないこと。
他の方策による公的支援では対応困難であるなど、真に必要やむを得ず損失補償を行う場合には、あらかじめ損失補償契約の内容、損失補償を行う特別な理由・必要性、一般会計の負担見込額などを議会・住民等に対して明らかにし、理解を得ること。
- 資産を保有していない第三セクターについては、経営の効率化・合理化の余地について検討し、速やかに取り組むこと。
- 第三セクターのうち株式会社に対しては、株主として利益配当を受ける権利を行使し積極的な財源確保をすること。
- 利益配当が行われない場合でも、当該法人が実施する公的サービスとして市民への利益還元を求めること。
- 出資比率の低い株式会社等、当初の目的から逸脱するものについては、出資のあり方から検討すること。

<現状と課題>

これまで、国においては「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)の全面施行等に伴い、平成21年度から平成25年度までの間に「第三セクター等の抜本的改革」が集中的に推進されてきた。

伊丹市においては、平成24年1月「伊丹市行財政改革推進懇話会」より、「伊丹市の第三セクター等に関する経営検討意見書」が提出され、経済情勢の変化などにより厳しい経営見通しとなっている3団体(土地開発公社、都市整備公社、公園緑化協会)について抜本的改革の対象として提言がなされ、第三セクター等改革推進債等を活用し、平成24年度末をもって解散するなど一定の改革が進んでいる。

一方で、当面の間は大規模改修など一時的に大きな資金を要し、経営状況が急激に悪化するリスクが少ないとして、抜本的改革の対象としなかった施設もある。前回の抜本的改革後3年が経過した今、社会・経済情勢の変化や第三セクターを取り巻く状況に変化があったかを再度検証し、市への財政的なリスク回避を行うために第三セクターの抜本的改革を含んだ経営健全化を行う必要がある。

また、第三セクターのうち株式会社についても、市の関与をどこまで行うかを再度検討し、株主としての権利行使をする必要がある。

(4) 地方公営企業等の経営健全化

- 地方公営企業については、資金不足額を発生させない安定した経営を行うために、企業管理者主導のもと、長期的な視点に立ち、国からも要請されている「経営戦略」及び「公立病院改革プラン」を策定し、着実に遂行すること。
- 地方公営企業の経営が一般会計に及ぼす影響として、基準外の繰出しが増加する財政リスクについて明確にし、指導していく必要があること。
- 病院事業については、施設の更新時期を見据え、再編・ネットワーク化・一部事務組合等の広域化についても中長期的に検討していくこと。
- 交通事業については、永続的に直営方式ありきではなく、他市における民営化後のサービス水準や市民負担の状況などを分析し、中長期的に民営化も視野に入れた検討を実施していくこと。
- モーターボート競走事業については、収益金の低下につながらないよう事業運営の効率化を目指すこと。
- 法令設置特別会計については、事業目的の社会保障的側面が強いこと等から、一般会計同様、今後とも安定した事業運営を実施できるよう、徴収対策の強化や事務事業の効率化などの実施により、長期的視点に立った健全な事業運営を実施すること。
- 任意設置の特別会計については、事業の必要性に加え、区分経理の見直しについても検証を行うこと。
- 交通災害等共済事業、災害共済事業、中小企業勤労者福祉共済事業については、民間商品等が普及していること、加入者が減少傾向であることを踏まえ、民間商品の活用等を視野に入れて見直しを検討すること。
- 中心市街地駐車場事業については、指定管理制度の導入等により歳入歳出予算が固定化されていること、基準外の繰入金により多分に税金で補填されていること、また繰上充用金が市全体の負債として補足されにくいことに鑑み、一般会計化することで会計の総覧性を確保すること。

<現状と課題>

これまで、地方公営企業等(特別会計及び公営企業会計)の赤字である『資金不足額を連結した財政の健全化』が求められてきたことから、国民健康保険事業や中心市街地駐車場事業(旧宮ノ前地区地下駐車場事業)などの赤字決算となっている特別会計や、資金の不足を生じているため基金から借入れを行っている病院事業や下水道事業については、抜本的な措置を講じてきたことにより一定の成果を得ている。

一方で、近年、サービス提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新事業や国土強靱化、防災・減災対策事業の実施等に伴う投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等が進みつつあり、地方公営企業等を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

今後も企業自らの判断と責任に基づき、地方公営企業等の経営健全化等に不断に取り組むことが必要であり、改めて地方公営企業等の会計毎に状況を分析・検証するとともに、中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組む必要がある。

(5) 組織力の強化

- 年齢別職員構成に均衡が図られた一方で、新陳代謝の低下に伴い、今後は総人件費が増加していく傾向にあるため、給与制度については、国家公務員や近隣他都市の公務員給与との均衡を考慮しながら、随時見直しの適正化に努めること。
- 職員に対しては能力・実績に基づいた適正な評価を行うこと。また、ワークライフバランス、協力し合える開かれた職場づくりの実現により、全ての職員がやりがいや充実感を感じながら働き、職務上の責任を果たせるような職場環境づくりに努めること。
- 人材育成の観点からは、市職員としての基本的な心構えや政策形成能力、地域とのネットワーク形成能力等、今後重要性が高まると考えられる能力の一層の向上のために、民間企業のみならず地域団体やNPO法人での研修等、多様な角度からの研修に努めること。
- 事務の引き継ぎ等については、事務作業のマニュアル的な要素だけでなく、培ってきたノウハウや事業の経緯についても引き継ぎ対象とすること。
- 高い専門性を基礎とする企画立案や、多様な経営改革手法の導入に伴うモニタリング業務の重要性など、業務の質にも変化が生じていることから、行政運営の複雑化・高度化に応える高度な専門知識・能力を備えた人材の育成が必要であり、キャリアパスを考えるうえでのジョブローテーションのあり方についても検討すること。

< 現状と課題 >

これまでの定員適正化により、人口 1,000 人当たりの職員数を他団体と比較してみると、類似団体の平均を下回っている。また、一般会計における総人件費は、給与水準・各種手当の見直し等により、大幅に減少してきた。

一方で、過去団塊の世代が多かった時代に比べ、年齢構成が概ね均一化された反面、経験年数の浅い職員が多くなっている。

今後は、定時昇給等により、総人件費は逡増する傾向にあり、歳出抑制の面からも職員数の大幅な増加は見込めない状況において、事業を遂行するための原動力となる人的資源を最大限に活かすための人材育成が課題となっている。

(6) 受益者負担等の見直し

- 社会情勢の変化とともに市民ニーズが高度化・多様化する中、民間サービスの範囲が拡大していることから、「公」と「民」の役割分担を整理し、行政サービスの性質・市場性にて受益者の負担割合を細分化し、行政計画として位置づけるための検討をすること。
- サービスの対価となる経費について、イニシャルコスト及びランニングコストをそれぞれ、どこまでの範囲を原価として捕らえるのかについても検討を行うこと。
- 消費税・地方消費税率引上げに伴うコスト上昇分の転嫁については、原則的には税率引き上げのタイミングに合わせるべきではあるが、まずは上記の負担割合の見直しを行うこと、また近隣他都市や類似民間施設等の料金を考慮したうえで、その時期については慎重に判断すること。

< 現状と課題 >

平成3年8月に使用料・手数料等審議会において「使用料及び手数料の基本的なあり方」についての答申(昭和57年2月)から、約10年経過した段階でなお、その考え方が妥当であるか、個々の使用料・手数料の現状を精査するとともに、これら使用料・手数料及び公営企業の料金に係る消費税(平成元年4月～3%導入)の取り扱いについて審議・答申されており、今後、改めて社会情勢の変化等に対応した使用料・手数料のあり方を検討する必要がある。

中でも、市民ニーズが高度化・多様化する中において、使用料・手数料を徴収する受益者負担の基準として、一律に「原価(サービスの提供にかかった経費)の70%程度を目安」(ただし、近隣他都市や類似民間施設等の料金を考慮)としていること、消費税率が10%へと更に引き上げられた場合、維持管理、運営にかかるコストの上昇により、原価の70%程度を賄えなくなるケースが増加することが考えられることから今後のあり方を検討する必要がある。

3-5 健全な財政運営の実現に向けた取り組みについて

- 地方創生及び公共施設等の再配置のように、中長期的に財政の健全化に資する取り組みを推進する必要があることから、これら投資的な事業については、財政の健全性が保てる範囲において積極的に取り組むべきであり、過度に保守的な目標指標を設定しないこと。
- 積極的投資事業を推進するための誘導的枠組みとして、予算編成における財政規律を設定すること。
- 政策的経費の一般財源に上限枠を設けた場合、行革努力により新たに生み出された財源が、投資効果が高いと認められる事業に積極的に活用されるよう、上限枠の設定を適宜見直すなど、柔軟に対応すること。
- 事業成果の目標指標の設定を明確に行い、定期的に検証し、効果の低い事業は廃止したうえで、別の投資に財源を振り替える仕組みを構築し、厳格に運用すること。
- 基金のストック目標については、不測の事態に備える財源調整的基金と、予見性の高い特定の経費にかかる財政負担を平準化するための基金とに分類したうえで、合理的で客観的な残高目標、積立・処分の考え方について整理すること。
- 公共施設等の再配置については、進捗状況を勘案し、許容する投資枠に事業規模が満たない場合は、将来世代へ負担を先送りしないよう基金としてストックすること。
- 公共施設等整備保全基金の積立額の考え方においては、新たに整備される公会計制度の固定資産台帳を活用し、より市民負担が公平となる手法についても検討すること。
- 公共施設等の再配置を推進し、予定した投資を実施した場合の財政指標の水準を示すとともに、財政の健全性が保てている範囲であるか毎年度検証すること。
- 税及び受益者負担等の債権管理に努め費用負担の公平性を確保すること。
- 公会計制度を活用し、ムダ・ムラの見える化など積極的な情報開示に努めること。

<現状と課題>

地方公共団体の財政は市民や議会の監視の下においてその健全性が確保されるべきものであり、市民が財政状況に関心を持ち、自らその内容を確認できるよう、わかりやすく説明していく必要がある。

行財政プラン(H23～H27)においては、財政健全化法に基づく健全化判断比率のほか、財政の弾力性を示す経常収支比率を目標とする財政指標とし、基金の残高、市債残高の見直しについても目標値を設定している。

目標値を達成するため、政策的・投資的経費にかかる一般財源と地方債発行額に制限を設け、基金についても具体的に毎年度の積立目標額を設定するなど、明確に投資を抑えて基金を貯める財政規律を設定したことにより、目標とした財政指標は全て達成する見込みである。

今後は、地方創生として人口減少対策等に資する事業や、公共施設マネジメントとして、施設の統廃合や長寿命化に資する事業を積極的に推進し、健全化に取り組む必要がある。

4. 公共施設の有効活用等について

4-1 現状と課題

伊丹市が現在保有する建物施設を建築 30 年後に大規模改修、60 年後に現状と同規模で建替えることを基本に試算条件を仮定した場合、必要な費用は 2016 年(平成 28 年)からの 60 年間で総額 2,801 億円、年平均で 47 億円と試算された。これは、直近の 2009～2013 年度(平成 21～25 年度)の 5 年間における施設の維持・更新にかかる投資的経費 23 億円の約 2.0 倍にあたる。

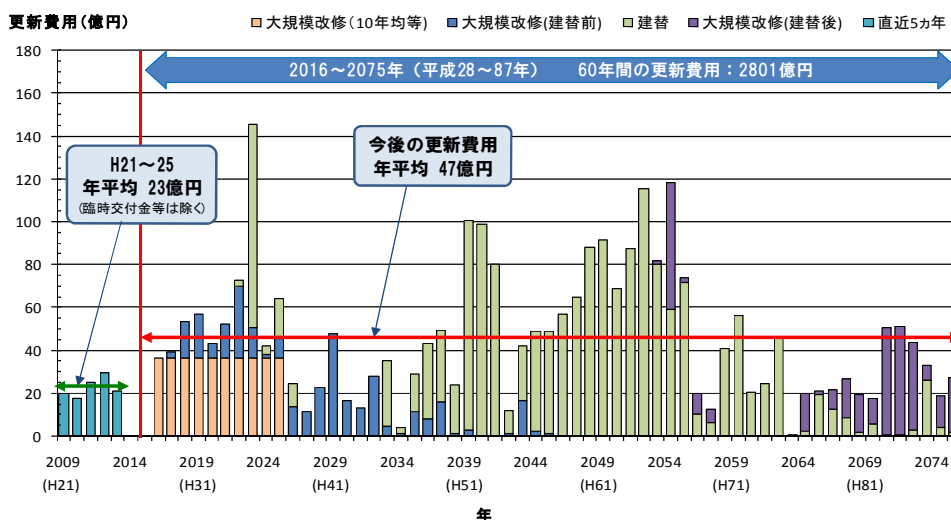


図 将来の施設の更新費用

出典)伊丹市公共施設白書

高齢化と人口減少が進み、将来の財政状況は厳しくなることが予測され、現在ある公共施設の量や質をそのまま維持しようとする、必要性の高い施設まで安全・安心に利用できなくなる恐れがあることから、「伊丹市公共施設マネジメント基本方針」(平成 26 年 3 月)を策定し、公共施設の今後のあり方に関して基本的な考え方を取りまとめ、数値目標として市が保有する施設の総床面積を、平成42年度までに平成22年度対比で10%以上削減することを掲げており、目標実現のための基本方針を以下のとおりまとめている。

- ①市民が安全・安心に施設を利用できるよう「適切な維持管理」を推進します。
- ②大規模修繕・更新を計画する際は「ライフサイクルコスト(LCC)」を考慮します。
- ③市民ニーズに柔軟に対応するため「施設の機能移転・統合、複合化」を検討します。
- ④原則として、新規整備は「総量規制の範囲内」で行います。
- ⑤効率的な施設管理を推進するため「施設マネジメントの一元化」を図ります。
- ⑥効果的・効率的なサービスを提供するため「指定管理者やPFI等のPPP手法」を活用します。
- ⑦市民の皆さまに広く情報を発信し「市民参画による公共施設マネジメント」を推進します。

今後、これら基本方針を基に、個別の公共施設の有効活用等について検討していく必要がある。

4-2 取り組みの方向性

- 伊丹市公共施設等総合管理計画(平成 27 年 3 月策定)に掲げられる「公共施設マネジメント7つの基本方針」を基本的な考え方として、施設分類毎に、施設の設置目的や建物・利用・コストの現状、事業等を取り巻く社会環境の変化、市民ニーズの現状や課題、将来的に見込まれる人口減少や人口構成の変化など、現時点で想定される事象等を踏まえた上で、施設の有効活用等の方向性を示すこと。なお、全ての施設を対象として検討していくべき事項については、「公共施設の有効活用に係る基本的考え方」を基に共通の方針を策定すること。
- 施設の現状や社会経済情勢等を踏まえ、「表 1 施設分類」のとおり「平成 26 年度伊丹市公共施設白書」に示される 10 の施設分類 17 細分類に属する施設毎に再配置や有効活用等の手法、実施時期等を検討する際、「施設分類別の再配置方針」を基に計画を策定すること。なお、具体的な再配置事業を検討していく段階においては、該当する施設分類の方針のみに捉われるのではなく、分類を超えた他施設との連携など、全体的な視野をもって検討を行うこと。

表 1 施設分類

No	施設分類	細分類
(1)	行政系施設	①庁舎等施設 ②啓発施設 ③消防施設
(2)	集会施設	④共同利用施設
(3)	文化・社会教育系施設	⑤多目的施設 ⑥展覧施設 ⑦図書館
(4)	学校教育施設	⑧小・中学校 ⑨その他学校施設
(5)	子育て支援施設	⑩保育所、幼稚園
(6)	福祉施設	⑪地域福祉・高齢者施設 ⑫障がい者(児)施設
(7)	住宅施設	⑬市営住宅
(8)	公園施設	⑭公園
(9)	スポーツ・レクリエーション施設	⑮スポーツ・レクリエーション施設
(10)	その他施設	⑯駐車場・駐輪場 ⑰その他

4-3 公共施設の有効活用に係る基本的考え方

①耐震性がない施設については、機能移転による事業継続を基本に検討すること

「適切な維持管理」を推進していくためには、建物が安全・安心に使用できる状態にあることが前提である。そのためには、建物の耐震性の確保については最も重要な要素といえる。伊丹市には、旧耐震基準で建設され、耐震性未確認あるいは耐震性を有さないと診断された施設が全体の 19%存在している。これらの施設は建物や設備の老朽化も進行しており、耐震補強により耐震性を確保しても、老朽化対策のための大規模修繕は必要となる。

このような状況に鑑み、これらの施設で実施する事業や活動については、安全・安心の確保の観点から、早期に耐震性を有する他の施設へ機能を移転し、事業を継続していくことが最良であり、本方針を基本として検討していくことが望ましい。

②大規模修繕や建替えを検討する際には、相乗効果が発現できる機能移転・複合化を基本に検討すること

今後、更新を迎える全ての施設については、同種同規模での建替えを前提に考えるのではなく、機能移転や複合化等により事業継続が可能かどうか優先して検討し、施設総量の削減に繋げていくことが重要である。

例えば学校施設は、今後少子化の影響により児童・生徒数の減少が見込まれ、ピーク時の人数に合わせて建設された学校には空き教室が発生することが予想されている。この空き教室を地域活動の拠点、特に増大が見込まれる高齢者福祉や子育て支援ニーズへの対応として活用することは、世代間交流やコミュニティの形成にも寄与する相乗効果が期待される。学校施設に限らず、全ての公共施設について、現状の利用実態等に着目し、施設を単一の目的や対象者に限定せず、多世代が多目的に多機能な施設として利用でき、相乗効果の発現が期待できる「複合化」を第一に検討することが望ましい。

③次世代に引き継いでいく施設については、ライフサイクルコスト縮減の観点で、計画的に保全し長寿命化を行うこと

機能統合や複合化により、個別施設の再配置を具体的に検討していく段階において、将来にわたって維持管理を継続していく施設については、現在の建物を複合施設として改築修繕した上で、より長期にわたり使用できるよう、ライフサイクルコスト縮減の観点で計画的な点検・修繕あるいは長寿命化改修を行い、財政負担の軽減や平準化を図ることが重要である。

④既存施設の余剰空間、時間等を市全体として有効活用し、他機能の受け入れや新たなニーズに対応すること

啓発施設や文化社会教育施設、福祉施設など、それぞれの公共施設では「各種講座の開催」や「サークル・余暇活動、学び・遊びの場の提供」など、それぞれの施設毎に目的の異なるサービスや事業が展開されている。これらのサービスは、各施設の設置条例に示される目的に応じて、対象者の範囲や利用料金、利用時間帯などが設定されている。しかしながら、これら全ての事業や活動が、必ずしも現在利用しているその建物、部屋、時間でなければ成り立たないということではない。施設の建替え費用の財源確保の見通しが困難な現状において、耐震性や老朽化の問題、市民ニーズの不一致などに対応するためには、既存施設の統合や機能移転等により生じた余剰空間や時間帯をうまく活用することが重要である。このことは、利便性の向上や相乗効果の発現にも寄与し、資産の価値を最大限に活用することにつながる。

⑤民間のノウハウ・技術などを活用し、サービスの向上、事業の効率化、財政負担の軽減を図ること

公共施設は、もはや行政のみが建設、運営、維持管理する時代ではない。民間事業者あるいは地域活動団体など、民間市場でこれまで蓄積してきた事業運営等に係るノウハ

ウや事業スキーム、資金調達など、今後の公共施設の整備・運営において、民間活力の活用が可能かどうか検討することは必須である。このことは、単に財政負担の軽減という行政にとってのメリットだけに留まらず、利用者である市民にとってもサービスや利便性の向上につながるるとともに、民間事業者にとっては事業拡大、顧客獲得、CSRの向上など、三者三様のメリットを享受する可能性を秘めている。

また、公共施設の整備・運営・活用等に関しては、技術的・経済的・政策的側面から、今後も新たな事業手法の開発や規制緩和、制度設計等に係る調査・研究の進展等が期待される。それゆえ、これらの動向に注視するとともに、新たな事業手法等の導入可能性について、あわせて検討していくことが重要である。

4-4 施設分類別の再配置方針

(1) 行政系施設

① 庁舎等施設

市役所本庁舎、神津支所、北支所、西分室、南分室、野間分室

- 市役所本庁舎は、施設の耐震性および老朽化の状況に鑑み、中期的（次期総合計画）な視点で建替えについて検討する。【短期～中期】
- 支所・分室は、老朽化が進行している施設は、複合的に行政サービスを提供できるよう、地域の拠点・中核となる施設への機能移転・集約を検討し、効率的運用および市民の利便性の向上を図る。【短期～中期～長期】

※補足：短期、中期、長期は、おおむね次に示す期間内に検討するもの

・短期：5年以内 中期：5～15年 長期：15年～（以下共通）

② 啓発施設

消費生活センター、人権啓発センター、総合教育センター、女性・児童センター、保健センター

- 施設の長寿命化を図るとともに、稼働率の低い貸室は、施設の設置目的以外に他の公共サービスの提供の場としての有効活用を図る。【短期～中期～長期】
- 耐震性未確認または老朽化が著しい施設は、利用者の利便性、事業展開の容易性、他機能との相乗効果等を考慮し、他の公共施設等への機能移転を検討し、事業の発展・継続を図る。【短期】
- 保健センターは本庁舎（議会棟）の併設施設であり、庁舎の更新（建替え）とあわせて、市民の利便性、他機関・部署との連携なども踏まえ、事業展開の場所について検討する。【短期～中期】

③ 消防施設

消防局、東消防署、池尻出張所、神津出張所、南野出張所、荒牧出張所、内台分団車庫、池尻分団車庫、中野分団車庫、東野分団車庫、大鹿分団車庫、下河原分団車庫

- 災害時の指令・活動拠点施設であり、緊急時・災害時にも機能不全に陥らないよう、適切な維持管理を行う。ライフサイクルコストの低減に繋がるよう、施設の長寿命化を図る。
【短期～中期～長期】
- 建替えの必要性を検討する際には、事業効率の向上、相乗効果が期待できる機能との複合化を検討する。【短期～中期～長期】

(2) 集会施設（共同利用施設）

④ 共同利用施設

共同利用施設 75 施設

- 地域のコミュニティの単位を小学校区としてとらえ、児童の減少に伴い発生する空き教室へ、共同利用施設の機能移転を図る。【短期～中期～長期】
- 現行の施設を単位とした建替え、機能向上は図らない。【短期～中期～長期】
- 老朽化の状況および地域の学校施設の空き教室の発生状況等に鑑み、今後の地域コミュニティのあり方を踏まえた、施設の再配置について検討する。【短期～中期～長期】

【留意事項】

- 学校への地域施設の複合化の検討の際には、高齢者の移動について配慮する必要がある。
- 施設利用・貸出に係る手続き等、運用面での改善・簡易化も考慮する必要がある。

(3) 文化社会教育施設

⑤ 多目的施設

【社会教育系】中央公民館、生涯学習センター（ラストホール）、北部学習センター（きららホール）

- 耐震性を有さないまたは老朽化が著しい施設は、利用者の安全安心を第一に考え、他の公共施設へ機能移転を図ることを最優先に検討し、事業の継続を図る。【短期】
- 比較的築年数が浅い施設は、すでに併設する行政サービス機能の必要性について検証した上で、南北の複合拠点施設として、生涯学習の推進に加え、地域コミュニティの形成、市民の利便性向上につながるよう、新たな行政機能の受け入れ可能性について検討する。【短期～中期～長期】

【文化振興系】文化会館（いたみホール）、音楽ホール（アイフォニックホール）、演劇ホール（アイホール）

- 大規模かつ多目的に利用可能な施設であることに鑑み、各館で展開されている文化事業の効率化を図り、それにより生じる余剰空間を、ニーズ等の高い他の機能や行政サービスの展開の場として、有効活用を図るよう検討する。【短期～中期】
- 中心市街地という良好な立地条件を有していることを踏まえ、施設を個々の単位ではなくエリアとして捉え、他の施設分類も含めた事業間連携や民間活力の活用など、都市の魅力創出や活性化に繋がる有効活用について検討する。【短期～中期】

【産業労働系】労働福祉会館・青少年センター（スワンホール）、産業情報センター

- 大規模かつ多目的に利用可能な施設であることに鑑み、ニーズ等の高い他の機能や行政サービスの展開の場として、有効活用を図るよう検討する。また、同じく施設を最大限活用する観点から、開館日や開館時間等の運営のあり方についても見直しを図る。【短期～中期】

⑥ 展覧施設

博物館、博物館神津資料室、伊丹市昆虫館、みどりのプラザ、こども文化科学館、観光物産ギャラリー、美術館、柿衛文庫、工芸センター、伊丹郷町館

- 観光資源としての魅力増大につながるよう、施設を個々の単位ではなくエリアとして捉えた上で、事業展開の容易性、利用者の利便性の向上、他の施設分類も含めた事業間連携等について考慮した上で、都市の魅力創出につながる機能配置について検討を行う。【短期～中期】
- 他市にはない希少な施設であることに鑑み、サービス提供のあり方については近隣他市町との広域連携の可能性についても検討する。【短期～中期】
- 主な利用者層が若年世代の施設については、利用者が減少していくことを見据え、短期的には収支の改善を図りつつ、中期的には多額の修繕・更新費用が必要とされることに鑑み、施設の維持・継続の必要性について検討する。【短期～中期】

⑦ 図書館

図書館本館（ことば蔵）、南分館、北分館、西分室、神津分室

- 図書貸出以外にも、ギャラリーや各種イベントなど利用できる多目的施設であることを踏まえ、現状の低利用な貸室やスペース等を有効活用できるよう、展覧施設など他の施設分類で展開される事業との連携促進など、運用等の見直しにより効率化を図る。【短期～中期～長期】
- 4箇所の分館・分室は、複合施設として設置され、現状バランスのとれた施設配置となっていることを踏まえ、併設機能と合わせて計画的な維持・保全を行う。【短期～中期～長期】

(4) 学校教育施設

⑧ 小学校・中学校

【小学校】伊丹小、稲野小、南小、神津小、緑丘小、桜台小、天神川小、笹原小、瑞穂小、有岡小、花里小、昆陽里小、摂陽小、鈴原小、荻野小、池尻小、鴻池小

【中学校】東中、西中、南中、北中、天王寺川中、松崎中、荒牧中、笹原中

- 義務教育施設であり、次代を担う子どもが多くの時間を過ごす場所、また、耐震性が確保され、災害時の地域の避難場所としても重要な施設であることから、地域の重点施設として長期にわたって使用できるよう、長寿命化を図る。【短期～中期～長期】
- 建替え時期を迎える施設については、利用者減に伴う減築、教育機能以外の目的にも転活用可能な改築を基本に更新を検討する。【短期～中期～長期】
- 児童・生徒数の減少に伴う空き教室の発生にあわせて、小学校区を中心とした地域コミュニティを構築するため、学校が地域の中核施設となるよう、老朽化した地域の集会施設など、他の機能を空き教室に移転集約し、複合施設として整備する。また、複合化を検討する際には、児童・生徒の安全性の確保やバリアフリー化など、施設設計面にも配慮した検討を行う。【短期～中期～長期】
- 地域差により複合化が図れない学校については、周辺の他の公共施設も含め、教育的な効果など検討した上で複合化について検討する。【短期～中期～長期】
- 市民の音楽、調理、工作等の活動ニーズの状況に鑑みながら、学校の音楽室、調理室、工作室等について、教育活動に支障をきたさない範囲で、市民活動に有効活用する。【短期～中期】

【留意事項】

- 上記の方向性を具体化していく段階においては、将来の小学校ごとの児童数の変化およびそれに伴う空き教室の発生状況は、地域によって差があることに留意する必要がある。
- 空き教室の活用等による複合化検討の際には、公立学校という公共性・公平性の観点から、地域による教育格差が生じることのないよう留意する必要がある。

⑨ その他学校施設

市立伊丹高等学校、伊丹特別支援学校、学校給食センター

- 市立高校は、年少人口の減少に伴い、高校進学者の減少も想定されることから、定員の見直し等により生じる空き教室は、地域開放や新たな機能の付加など有効活用を検討する。【短期～中期～長期】
- 特別支援学校は、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導および必要な支援を行う特別支援教育の推進に向け、地域のニーズに合致した特別支援学校のあり方について研究を行う。【短期～中期～長期】
- 給食センターは、児童数の減少に伴い、提供食数も減少が予想されることから、中長期的には設備等余剰の発生が見込まれる。事業の特殊性から他用途への転活用は難しいことから、施設の長寿命化を図りつつ、設備の効率化および有効活用を検討する。【中期～長期】

(5) 子育て支援施設

⑩ 保育所・幼稚園

【保育所】中央保育所、西保育所、桜台保育所、北保育所、こぼと保育所、ひかり保育園、荻野保育所

【幼稚園】伊丹、稲野、南、緑、桜台、天神川、ささはら、みずほ、ありおか、はなさと、こやのさと、せつよう、すずはら、おぎの、いけじり、こうのいけ

【認定こども園】神津こども園

- 保育所は、入所要件の変更、就労形態の変化などにより、短期的に増大する保育ニーズに対応しつつ、中長期的に見込まれるニーズの減少に備え、私立保育所の定員も含めた施設のあり方について検討を行う。【短期～中期～長期】
- 幼稚園は、「今後の幼児教育のあり方について（答申書）」（平成26年6月、伊丹市学校教育審議会）の答申内容を踏まえ、施設の適正配置・利活用を図る。【短期～中期】

参考：今後の幼児教育のあり方について答申書（平成26年6月16日、伊丹市学校教育審議会）

■今後の方向性

（1）公立幼稚園の適正規模・適正配置について

- ① 各園において4歳児、5歳児ともに複数の学級があることが望ましい。
- ② 1クラスの人数については、20人以上が望ましい。
- ③ 現時点では神津こども園を除く公立幼稚園16園を10園程度に統合し適正規模（複数学級園）に整備していくことが望ましい。
- ④ 配置については現在のブロック園区（6ブロック）で考えることが望ましい。
- ⑤ 各ブロックには1園は拠点となる園を整備していくことが望ましい。

（2）統廃合に際して配慮すべき事項について

- ① 各ブロックの公私立の幼稚園、保育所、認定こども園のバランスを配慮することが望ましい。
- ② 通園距離、通園方法を配慮することが望ましい。
- ③ 存続園以外の施設の利活用策については、就学前の子どもたちのための施設に限定せず柔軟性を持たせることが望ましい。

(6) 福祉施設

⑪ 地域福祉・高齢者施設

地域福祉総合センター、サンシティホール、神津福祉センター、高齢者憩いのセンター、ふれあいセンター

- 超高齢社会を迎え、ニーズの増大が予想される高齢者福祉サービスへ対応するため、既存施設の長寿命化、近隣施設の活用などニーズ量に対する供給量を検討する。【短期～中期～長期】
- 既存施設で稼働率の低い貸室や余剰空間がある場合は、福祉以外のニーズも含め、多用途の機能受入を視野に運営の見直しを図る。【短期～中期～長期】
- 耐震性が未確認で老朽化が進行している施設については、利用状況を踏まえ、周辺の類似施設等への機能統合を図る。【短期】

⑫ 障がい者（児）・発達支援施設

障害者福祉センター、障害者デイサービスセンター、つつじ学園、きぼう園、児童発達支援事業所（カルミア）

- 伊丹市障害福祉計画に基づく事業等を展開する拠点として、施設を長期にわたり利用できるように計画的な修繕を行うとともに、貸室の稼働率向上につながるよう、事業の効率化を図る。【短期～中期～長期】

（７）住宅施設

⑬ 市営住宅

長尾住宅、鴻池南住宅、玉田団地、荒牧第7団地、荒牧第6団地、山道団地、荻野団地、天神川団地、中曽根団地、天神川第2団地、荒牧第8団地、行基団地、若松団地、緑団地、新光明団地、堀池団地、鶴田団地、北野団地、荻野北団地、シルバーハイツ桃源荘、荒牧御影団地、新田中野住宅、北野第1住宅、北野第2住宅、平松住宅、桑津住宅、宮ノ下住宅、北池尻団地

- 住宅施策にかかる最上位計画である『伊丹市住生活基本計画』に基づき、建替えは行わず使用期限を定めて用途廃止し、公営住宅に準じた民間施設の借上げへ移行する。【短期～中期～長期】
- 既存の住宅計画の見直しにおいては、人口減少、ライフスタイル・居住環境の変化等を踏まえ、行政が保有・管理する戸数を再検討し、施設の再配置についても適宜の見直しを図る。【短期～中期～長期】

参考：伊丹市住生活基本計画（抜粋）

- 市営住宅の公設公営から民設公営へ転換
⇒ 建替えは行わず、民間賃貸住宅を活用した市営住宅の供給
- 市営住宅の用途廃止
⇒ 若松団地（築44年）、行基団地（築45年）は用途廃止
- 借上げ市営住宅の推進
⇒ 公営住宅整備基準に適合し、かつ、エレベーターの設置されている新築または既設の住宅を借上げ管理。
- 市営住宅の維持管理
① ⇒ 予防保全的な維持管理など計画的な実施により、長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげる。

【留意事項】

- 民間借上げの場合のリスク（期間、賃料設定など）についても十分な検討が必要。

(8) 公園施設

⑭ 公園

昆陽池公園管理事務所、荒牧バラ公園平和モニュメント地下ホール、荒牧第三公園体験学習施設、十六名公園備蓄倉庫他、大阪国際空港周辺緑地パークセンター他、昆陽南公園ハナミズキセンター、笹原公園備蓄倉庫、伊丹市公館（鴻臚館）、遺族会館

- 備蓄倉庫など災害発生時に適切に施設利用が可能なよう、計画的な点検・修繕を行う。【短期～中期～長期】
- 体験学習施設等はさらなる有効活用の方策について、運営方法の見直しなど検討を行う。【短期～中期～長期】
- 大規模修繕、建替え時期を迎える際には、更新の必要性について評価を行い、継続、移転、廃止等を検討する。【短期～中期～長期】

(9) スポーツ・レクリエーション施設

⑮ スポーツ・レクリエーション施設

伊丹スポーツセンター、野外活動センター、緑丘体育館・武道館、ローラースケート場、稲野公園運動施設

- 財団法人が所有・運営管理する伊丹スポーツセンターは、多くの市民が利用する市内の中核施設であり、超高齢社会における市民の健康増進への対応など、今後の市全体のスポーツ振興にかかる将来ビジョンを踏まえつつ、事業運営のあり方の検討や計画的な施設改修を行う。【短期～中期～長期】
- 野外活動センターは施設・設備の老朽化や市民ニーズとの乖離、耐震性未確認、市民利用割合が少ない現状を踏まえ、近隣の公営・民営の類似施設の分布状況等も考慮した上で、民間活力による事業運営・施設の有効活用について調査・検討を行う。【短期】
- その他施設については、大規模な修繕および建替えが必要となる時期においては、今後の市全体のスポーツ振興にかかる将来ビジョンを踏まえつつ、利用状況、コストの状況を踏まえ、施設の今後のあり方について検討する。【短期～中期～長期】

(10) その他施設

⑯ 駐車場・駐輪場

【自動車駐車場】JR 伊丹駅前、アリオ地下、宮ノ前地区

【自転車駐車場】船原、西台、平松、伊丹、伊丹第2、東有岡、北伊丹、古城、阪急伊丹駅前地下、昆陽の里、藤ノ木自転車保管返還所

- 駐車場は、区分所有施設もあり、駐車場以外の用途への転活用方策は想定されないことから、計画的な修繕・長寿命化により、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、市民サービスや収益の向上につながるよう、民間活力を活用した施設運営を行う。【短期～中期～長期】

- 駐輪場は、自転車の安全利用の促進と放置自転車対策についての検討結果である「伊丹市自転車の適正利用計画」（平成 27 年 2 月）に基づき、駐輪場の再整備を行う。【短期】

【留意事項】

- 自転車を利用した公共施設や観光施設等への回遊性など、来街者にとっても便利で魅力ある駐輪場ネットワークの構築についても考慮する。

⑰ その他施設

環境クリーンセンター、市営斎場、公設市場、イベント倉庫、阪神北広域こども急病センター

- 公共が担うべき役割、ニーズやライフスタイルなどの社会環境の変化、施設の利用実態等を踏まえ、機能統合や移転、縮小、廃止など個別施設のあり方等について検討する。【短期～中期～長期】

おわりに

伊丹市の「行財政運営のあり方」「公共施設の有効活用等」について、伊丹市行財政審議会及び公共施設マネジメント専門部会での合計10回の議論を終え、今後の行財政運営について、市民や各団体の代表による意見、学識経験者の専門的な助言を踏まえた議論を行い、答申書の作成に至ったものである。

過去の行財政改革の経緯を踏まえれば、地方創生にかかる総合戦略を行財政改革のひとつに位置づけたことは、大きな変化であった。

地方創生の総合戦略では、人口減少に歯止めをかけ地域経済の好循環が拡大していくことを目標として事業展開していくのに対し、公共施設マネジメントや他の行革においては、人口が減少していくことを前提にしている。最後に、今後の行財政改革を考える議論で2つの相反する前提を置いたことについて整理しておく。

まず、経済活動における投資(今回で言えば地方創生)には不確実性が伴う。もし、地域経済が好循環を起こすことのみを前提として描いた戦略の成果が得られなかった場合には、行政サービスの縮小や削減を余儀なくされることとなり、将来の世代に大きな負の影響を与えるであろう。すなわち、投資による成果が得られることだけを考えた経営戦略は必ずしも良い計画とは言えず、成果が得られなかった場合も想定し、行政計画に折り込んでおく必要がある。本答申書を策定するに当たっては、総合戦略の財政的効果は中長期的に発現するものであり、短期的な財政効果は得られないこと、また、その効果の大きさ、確実性を合理的に見積もることは、戦略実施に向けた取り組みが始まったばかりの現段階では困難であること、人口減少を前提とした公共施設マネジメントや他の行革計画の実施が、総合戦略の実現を妨げるものではないと考えられることをふまえ、2つの相反する前提を考慮し答申内容を検討した。

総合戦略が実現し地方創生により地域経済の好循環が確立され、かつ公共施設等の最適化が図られ中長期的に経費削減につながったのであれば、生ずる財政的な余力は、新たな市民ニーズを提供していくための原資となっていくであろう。

当面の5年間は投資を伴う行政改革が先行し、財政の健全化を判断する指標は悪化することが予測される。しかしながら、中長期で見たときには行財政全体で健全化が図られるように、あるべき5年後を見据えた目標指標の設定を行い、必要な事業をしかるべき時期に実施していかなければならない。

今後、伊丹市が策定される新たな「行財政プラン」及び「公共施設再配置計画」においては、本審議会、専門部会で議論されてきた意見を十分に反映されるよう要望するものである。

なお、本答申書は、現時点で考えうる最善の提案をとりまとめたものであるが、社会情勢の変化や国等の政策変更等が生じた際には、本内容にとらわれず、適宜方針やスケジュールの見直し等、柔軟に対応すべきである。また、大きな方針転換を迫られる場合には、あらためて市民や有識者、関係団体の意見を聴取し、今後の行財政運営について、議論していただくことを要望する。

参考資料 1 伊丹市行財政審議会委員名簿

《委員》

氏名	選出区分	所属
あかし よしひこ 明石 芳彦	学識経験者	大阪市立大学創造都市研究科 教授
くろせ なおと 黒瀬 尚人	民間経営代表	伊丹商工会議所経営支援室 室長
たづめ けいこ 田爪 景子	市民公募委員	
つのだ みきお 角田 幹夫	市民公募委員	
なかの ひろまさ 仲野 博正	NPO 代表	特定非営利活動法人 阪神・智頭NPOセンター代表理事・事務局長
ふじわら やすひこ 藤原 靖彦	労働者代表	連合北阪神地域協議会伊丹地区連絡会 会長
まつお たかみ ◎松尾 貴巳	学識経験者	神戸大学経営学研究科 教授
わだ さとこ ○和田 聡子	学識経験者	大阪学院大学経済学部 教授

◎：会長 ○：副会長

50音順 敬称略

参考資料 2 伊丹市行財政審議会開催経過

開催	日時	議題
第1回	平成26年11月4日(火) 9:30~12:00 市役所東館 302~304会議室	(1) 議事録作成及び署名委員の指名について (2) 伊丹市行財政審議会傍聴要領(案)と会議の公開 について (3) 伊丹市行財政の現状と課題について (4) 伊丹市中長期財政収支見通し(平成26年10月版) について
第2回	平成27年4月22日(水) 18:30~20:30 市役所東館302会議室	(1) 現・行財政プランの取り組み状況について (2) 新・行財政プラン(案)の策定について (3) 公共施設マネジメント専門部会の中間報告について
第3回	平成27年6月12日(金) 18:00~20:00 市役所東館301会議室	(1) 第2回審議会の議事概要 (2) 効率的な行政経営について ①公共施設マネジメントの推進について (公共施設マネジメント専門部会の審議結果(報告)) ②PPP(公民連携)の推進について ③事務事業の見直し・効率化について ④第三セクターの経営健全化について ⑤地方公営企業等の経営健全化について ⑥組織力の強化について ⑦受益者負担等の見直しについて
第4回	平成27年6月26日(金) 18:00~20:00 市役所東館301会議室	(1) 第3回審議会の議事概要 (2) 効率的な行政経営について ①第三セクターの経営健全化について(再) ②地方公営企業等の経営健全化について ③組織力の強化について ④受益者負担等の見直しについて
第5回	平成27年8月10日(月) 10:00~12:00 市役所議会棟3階 議員総会室	(1) 第4回審議会の議事概要 (2) 健全な財政運営について (3) 魅力ある都市経営(伊丹創生)について ①伊丹創生人口ビジョン(案)について ②伊丹創生総合戦略体系図(案)について
第6回	平成27年10月13日(火) 9:30~11:30 市役所7階701会議室	(1) 第5回審議会の議事概要 (2) 伊丹市行財政審議会答申書(案)について (3) 伊丹市中長期財政収支見通し(平成27年10月版) について

参考資料3 伊丹市行財政審議会公共施設マネジメント専門部会委員名簿

《委員及び専門委員》

氏名	選出区分	所属
あまめ かずし 天米 一志	学識経験者	株式会社五星パブリックマネジメント研究所 所長 大阪大学コミュニケーションセンター 招聘研究員
いけだ ひろかず 池田 博一	自治会連合会代表	伊丹市自治会連合会 会計担当
しょうの りゅうじ 庄野 隆二	学校教育関係代表	伊丹市PTA連合会 会長
たづめ けいこ 田爪 景子	市民公募委員	
たなか えいじ 田中 栄治	学識経験者	神戸山手大学現代社会学部総合社会学科 建築・インテリアフィールド 教授
つのだ みきお 角田 幹夫	市民公募委員	
なかの ひろまさ 仲野 博正	NPO 代表	特定非営利活動法人 阪神・智頭NPOセンター代表理事・事務局長
わだ さとこ ○和田 聡子	学識経験者	大阪学院大学経済学部 教授

○：部会長

50音順 敬称略

参考資料 4 伊丹市行財政審議会公共施設マネジメント専門部会開催経過

開催	日時	議題
第 1 回	平成 26 年 12 月 1 日(月) 15:30~17:30 市役所東館 301 会議室	(1) 公共施設マネジメント専門部会の設置について (2) 伊丹市の公共施設の現状と課題 (3) 伊丹市のこれまでの取り組み (4) その他
第 2 回	平成 27 年 2 月 9 日(月) 13:30~15:30 市役所議会棟 第 2 委員会室	(1) 公共施設マネジメント専門部会(第 1 回)議事概要 (2) 施設分類別の現状と課題、今後の方向性(案) について ①小・中学校、その他学校施設、保育所・幼稚園、 集会施設 ②庁舎等施設、消防施設、市営住宅 (3) その他
第 3 回	平成 27 年 4 月 13 日(月) 18:00~20:00 市役所東館 301 会議室	(1) 公共施設マネジメント専門部会(第 2 回)議事概要 (2) 施設分類別の現状と課題、今後の方向性(案) について ①啓発施設、多目的施設、展覧施設、図書館 ②地域福祉・高齢者施設、障がい者(児)・発達支援 施設、公園施設、スポーツ・レクリエーション施設、 駐車場・駐輪場、その他施設 (3) 施設分類別の取り組みの方向性(概要) 中間とりまとめ(案) (4) その他
第 4 回	平成 27 年 5 月 25 日(月) 18:00~20:00 市役所東館 301 会議室	(1) 公共施設の有効活用等について 報告書(案) のとりまとめ